

事務連絡
令和4年10月7日

漁業技能実習事業協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局
(水産庁漁政部企画課)

技能実習における事故防止及び遵守事項の徹底について（注意喚起）

技能実習における安全確保の周知徹底については、これまでも注意喚起をしているところですが、技能実習生等が乗船した漁船の海難事故や、漁労作業中の事故（機械へのはさまれ・巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）が、相次いで発生しております。

これらのうち、海中転落死亡事故では、ライフジャケットを着用していなかった事例が確認されております。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認、ライフジャケットの着用など、遵守事項を確実に実施し安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

また、特に技能実習にあたっては、国際貢献のための制度であることを日頃から雇用主や乗組員が十分に理解・認識し、作業時の安全確保等に関する教育を徹底することが重要です。

つきましては、下記について貴管下の技能実習実施者、技能実習関係者に周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

2. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください。20トン未満の小型漁船を含め、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられています。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を最優先としてください。

荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

3. 技能実習の適正実施

漁船漁業の技能実習においては、適正な実習の実施及び海上作業の安全を確保する観点から、技能実習生の人数は、漁船一隻あたり、技能実習生を除く乗組員の人数の範囲内等と定められています。

技能実習生に実習させる際には、定められた人数枠を超えないこと、経験の浅い技能実習生を独りで作業に従事させないようにし、技能実習指導員の下で計画に沿って実習させること、技能実習生に対し安全教育を徹底すること等、制度に則り適切に実施するよう改めて周知・指導をお願いします。

以上